平成26年(健)第823号

平成27年7月30日裁決

主文

後記理由欄第2の2記載の原処分を取り消す。

理由

第1 再審杳請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決 を求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 被保険者であったA(以下「亡A」と いう。) は、胆管癌、静脈血栓症及び糖 尿病(以下「請求傷病」という。)の療 養のため労務に服することができなかっ たとして、平成○年○月○日から同年 ○月○日まで(以下「期間A」という。) 及び同月○日から平成○年○月○日まで (以下「期間B」という。) の各期間(以 下、併せて「既支給期間」という。) に ついて、健康保険法(以下「健保法」と いう。)による傷病手当金(以下、単に「傷 病手当金」という。)) の支給を受けてい た。なお、期間Aに係る請求は平成〇年 ○月○日(受付)になされて、同月○日 に支給され、また、期間Bに係る請求は 同月〇日(受付)になされて、同月〇日 に支給されたものである。
- 2 亡Aは、既支給期間に引き続き、請求 傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、平成○年○月○日(受付)、全国健康保険協会○○支部長(以下「本件支部長」という。)に対し、同年○月○日から同年○月○日まで(以下「本件請求期間A」という。)の期間について、傷病手当金の支給を請求した。そして、亡Aが平成○年○月○日に胆管細胞癌を原因として死亡したことから、母である請求人が、亡Aの相続人として、平成○年○月○日(受付)、本件支部長に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日まで(以下「本件請求期間B」

といい、本件請求期間Aと併せて、以下 「本件請求期間」という。)の期間について、傷病手当金の支給を請求した。

本件支部長は、本件請求期間Aについ ては、平成○年○月○日付で、亡Aに対 し、本件請求期間Aのうち26日間(平 成〇年〇月〇日・〇日・〇日~〇日・〇日・ ○日、同年○月○日・○日・○日・○日・ OH • OH • OH • OH • OH • ○日、同年○月○日・○日・○日・○日・ ○日・○日・○日・○日、以下「不支給 期間A」という。)を除く期間について は傷病手当金を支給するが、不支給期間 Aについては出勤しており、療養のため の労務不能とは認められないためとし て、傷病手当金を支給しない旨の処分(以 下、不支給とした部分を「処分①」とい う。) をし、本件請求期間Bについては、 平成○年○月○日付で、請求人に対し、 本件請求期間Bのうち、平成〇年〇月〇 日については傷病手当金を支給するが、 同月〇日(以下「不支給期間B」という。) は出勤しており、療養のための労務不能 とは認められないためとして、また、同 月○日から平成○年○月○日まで(以下 「不支給期間C」という。) は、被保険者 資格喪失後の継続受給要件を満たしてい ないためとして、傷病手当金を支給しな い旨の処分(以下、この不支給とした部 分を「処分②」といい、処分②と処分① を併せて「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、○○厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書に添付の別紙に記載のとおりである。

第3 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法 第99条第1項に「被保険者・・・が療 養のため労務に服することができないと きは、その労務に服することができなく なった日から起算して3日を経過した日 から労務に服することができない期間、 傷病手当金・・・・を支給する」と規 定されている。 また、健保法第104条によれば、「被保険者の資格を喪失した日・・・の前日まで引き続き1年以上被保険者・・・であった者・・・であって、その資格を喪失した際に傷病手当金・・・の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。」(以下、単に「継続給付」という。)と規定されている。

本件の場合、亡Aは、平成〇年〇月〇日に健康保険の被保険者の資格を喪失しており、その後の支給は継続給付によるものとなる。

2 本件の問題点は、第2の2記載の原処分を不服としているのであるから、不支給期間A及び不支給期間Bについて、亡Aが請求傷病の療養のため労務に服することができなかったと認められないかどうかであり、また、不支給期間Cについて、被保険者資格喪失後の継続受給要件を満たしていると認められないかどうかである。

第4 審查資料

(略)

第5 事実の認定及び判断

- 1 審査資料及び審理期日における再審査 請求代理人(以下「代理人」という。) の陳述によれば、次の事実を認定できる。 (略)
- 2 以上の認定した事実に基づいて、本件 の問題点について検討し、判断する。
 - (1) 健保法第99条第1項に規定する「療養のため労務に服することができないとき」(以下「労務不能」という。)の解釈運用については、「資格喪失後の継続給付に係る関係通知の廃止及び「健康保険法第98条第1項及び第99条第1項の規定の解釈運用」について」(平成15年2月25日付保保発第0225007号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「本通知」という。)が発出されており、本通知によれば、被保険者がその本来の職場における労務に就くことが不可能な場合で

あっても、現に職場転換その他の措置 により就労可能な程度の他の比較的軽 微な労務に服し、これによって相当額 の報酬を得ているような場合は、労務 不能には該当しないものであるが、本 来の職場における労務に対する代替的 性格をもたない副業ないし内職等の労 務に従事したり、あるいは傷病手当金 の支給があるまでの間、一時的に軽微 な他の労務に服することにより、賃金 を得るような場合その他これらに準ず る場合には、通常なお労務不能に該当 するものであるとされ、被保険者がそ の提供する労務に対する報酬を得てい る場合でも、そのことを理由に直ちに 労務不能でない旨の認定をすることな く、労務内容、労務内容との関連にお けるその報酬額等を十分検討のうえ労 務不能に該当するかどうかの判断をす ることとされている。当審査会におい ても、本通知を妥当なものと認めてい るところである。

(2) 本件を、本通知に照らして検討し てみると、上記1の(2)によれば、 不支給期間Aについて亡Aが出勤して いたことは認められるものの、上記1 の(3)、(4) 及び(6) によれば、亡 Aが勤務を再開した平成○年○月以降 も、亡Aは、胆管癌に罹患しその病期 はステージIVまで進行していたとこ ろ、胆管癌に対する化学療法の副作 用に加え、静脈血栓により長時間の立 位は血栓を悪化させるリスクがあると して 労務に服することができない とされる状況であったことが認めら れ、その状況は、亡Aが死亡するまで 続いたものと認められる。また、上記 1の(4)及び(7)によれば、請求傷 病で休務する前の平成○年○月度給 与(同年○月勤務分)までは、賃金は 月給制で支払われ、同年○月度給与か ら同年○月度給与までの期間の、出勤 日数の合計は247日、総労働時間の 合計は2829時間30分、支給合計 の合計は283万9803円であるか

ら、当該期間の1月当たり出勤日数 は20.6日、1日当たり労働時間は 11.5時間、1月当たり支給合計は 23万6650円であることが認めら れる。一方、復職した平成○年○月度 給与(同年〇月勤務分)からは、賃金 は時間給制で支払われ、同年〇月度 給与から同年○月度給与までの期間 の、出勤日数の合計は75日、総労働 時間の合計は382時間41分、支給 合計の合計は31万8583円であ るから、当該期間の1月当たり出勤 日数は8.3日、1日当たり労働時間 は5.1時間、1月当たり支給合計は 3万5398円であることが認められ るところ、休務する前に比べて1月当 たり出勤日数はその約40%、1日当 たり労働時間もその約44%にとど まり、1月当たりの労働時間は休務 する前の20%にも満たない状況であ り、1月当たり支給合計も15%に満 たない状況である。これは、亡Aが、 自らの体調や病状をみながら、1日当 たり短時間の勤務を出勤日数も制限し て行っていたものと考えられるのであ り、相当額の報酬を得ていたものとは 到底いえない状況であることが認めら れる。

さらに、上記1の(4)及び(5)によれば、本件事業主による傷病手当金の手続の遅れにより、その支給が平成〇年〇月〇日まで行われなかったところ、亡Aは生活費・医療費の支払や住宅ローンの返済などがあり、生計維持に要する収入を得るため、請求傷病により、通常、勤務できる状態ではないにもかかわらず、やむを得ず勤務していたことがうかがわれる。

そうすると、本件請求期間を通して、相当額の報酬を得ているような場合には該当しないし、本件通知にいうところの、本来の職場における労務に対する代替的性格をもたない副業ないし内職等の労務に従事したり、あるいは傷病手当金の支給があるまでの間、

一時的に軽微な他の労務に服すること により、賃金を得るような場合その他 これらに準ずる場合に該当すると考え るのが相当であり、報酬は得ていたも のの、療養のため労務に服することが できないときに該当するものとして取 り扱うべきである。したがって、不支 給期間A及び不支給期間Bについて は、いずれも請求傷病による療養のた めの労務不能であったものとして、傷 病手当金が支給されるべきであり、ま た、亡Aが資格を喪失した後の不支給 期間Cについても、被保険者であった ときから継続して、請求傷病による療 養のため労務に服することができな かったといえるのであるから、継続給 付の受給要件を充足していることが認 められ、傷病手当金が支給されるべき である。

(3) 以上のことからすると、不支給期間A、不支給期間B及び不支給期間Cのいずれについても、傷病手当金を支給すべきであり、これと異なる趣旨の原処分は取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。